

## II 入院処遇の留意事項

### 2 医療の質を確保する組織形態

指定入院医療機関の新病棟に関しては、以下の会議をおくものとする。

(会議の名称については仮称)

○ 新病棟外部評価会議 (仮称)

新病棟の運営に関して、外部委員を含め評価し、運営方針を決定する。

○ 新病棟倫理会議 (仮称)

新病棟の治療内容について評価し、電気けいれん療法等特殊な治療の実施及び重要な処遇について協議する。

○ 新病棟緊急時運営会議 (仮称)

重大事故発生時の対応を協議する。

○ 新病棟処遇評価会議 (仮称)

各期への移行及び外出・外泊、退院、入院の継続に関する評価・決定を行う。

○ 新病棟治療評価会議 (仮称)

治療の効果を判定するために定期的に対象者の評価を行う。

この会議は、新病棟内の医師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士の多職種チームにより構成することを基本とし、必要に応じ、社会復帰調整官が参加する。

なお、この他、地元関係機関等と円滑な業務関係を支えるための地域連絡会議の設置等について検討中。